

○島根県警察における広報及び広聴に関する訓令

(平成12年6月26日島根県警察訓令第16号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察における広報及び広聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報 警察に対する県民の理解と協力を得るため、警察の活動等をあらゆる媒体を通じて正しく県民に伝えることをいう。
- (2) 広聴 警察に対する県民の意見、要望等を的確に把握し、警察の施策及び運営に反映させることをいう。

(職員の心構え)

第3条 職員は、一人一人が広報及び広聴の実施者であることを自覚し、その目的を達成するよう努めなければならない。

(広報の内容)

第4条 広報の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 警察関係法令等の周知徹底
- (2) 警察が行う施策の目的、内容、活動状況、結果等の発表
- (3) 報道機関、官公署その他諸団体との連絡
- (4) 広報資料の収集、管理及び提供
- (5) 広報の効果及び反響の調査・測定
- (6) 警察施設の見学
- (7) 島根県警察インターネット・ホームページの運用
- (8) 島根県警察音楽隊の派遣
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広報の目的を達成するために必要な事項

(広聴の内容)

第5条 広聴の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 警察に対する意見、要望等の聴取
- (2) 公聴会、世論調査等における県民の意識の把握
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広聴の目的を達成するために必要な事項

(所属長の責務)

第6条 警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、警察本部長の指揮を受け、広報の企画、推進、連絡及び調整を行うものとする。

2 広報県民課長は、必要に応じて有識専門家、学識経験者等を招へいし、職員に広報に関する技術の研さんの機会を与えるよう配慮するものとする。

3 所属長は、当該所属の所掌事務に関する広報が積極的かつ効果的に行われるよう務めるものとする。

(広報担当者等)

第7条 広報の円滑な推進を図るため、各所属に広報担当者及び広報補助者を置く。

2 広報担当者は、島根県警察の組織の細目等に関する訓令（平成7年島根県警察訓令第4号）第3条に規定する者、科学捜査研究所副所長、島根県警察交通機動隊副隊長、島根県警察高速道路交通警察隊副隊長、島根県警察機動隊副隊長及び島根県警察学校副校長並びに警察署の副署長及び次長をもって充てる。

3 広報担当者は、所属長の指揮を受け、当該所属における広報を処理する。

4 広報補助者は、原則として、当該所属の警部の階級にある警察官又は警察本部の課長補佐、警察署の課長その他これに相当する職にある警察官以外の職員のうち所属長が指名した者をもって充てる。

5 広報補助者は、広報担当者を補助する。

（広報連絡会議等）

第8条 広報県民課長は、広報の企画、連絡及び調整を図るため必要があると認めるときは、関係所属長の出席を求め、広報連絡会議を開催するものとする。

2 広報県民課長は、広報の円滑な推進とその効果の高揚を図るため必要があると認めるときは、広報担当者の出席を求め、広報担当者会議を開催するものとする。

3 所属長は、当該所属において必要があると認めるときは、広報に関する会議を開催するものとする。この場合において、当該会議に広報県民課長又は広報官の出席を求めることができる。

4 広報連絡会議、広報担当者会議等においては、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 月間広報重点事項の設定
- (2) 広報の実施計画及びその調整
- (3) 広報媒体に対する対応
- (4) 広報資料の提供
- (5) 広報紙（誌）の企画及び編集計画
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広報に必要な事項

（警察施設の見学等）

第9条 警察施設の見学の申込みがあったときは、警察本部にあっては広報県民課、警察署においては総務課（係）において次に掲げる事項を確認の上、速やかに関係所属又は関係課（係）に連絡し、支障がないことを確認の上応じるものとする。

- (1) 申込者の住所、氏名、職業。ただし、団体の場合はその名称、所在地及び責任者
- (2) 見学の目的、日時、場所及び予定所要時間
- (3) 見学に際し希望する事項

2 関係所属又は関係課（係）は、前項の見学に協力するものとする。

（公聴会等）

第10条 所属長は、公聴会、世論調査等を行おうとするときは、実施計画を策定し、広報県民課長を経由してあらかじめ警察本部長の承認を受けるものとする。

（意見、要望等の処理）

第11条 警察に対する意見、要望等は、誠実に受け止めるとともに、迅速かつ的確に対応し、警察に対する理解と協力の確保に努めるものとする。

(報告)

第12条 所属長は、広報及び広聴に関する特異事案の発生を認知したときは、その状況を速やかに広報県民課長を経由して本部長に報告するものとする。

(細部事項)

第13条 この訓令に定めるもののほか、広報及び広聴に必要な細部事項については、警察本部長が別に定める。

附 則 (平成12年6月26日島根県警察訓令第16号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日島根県警察訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日島根県警察訓令第10号)

この訓令は、制定の日から施行する。